（逮捕状等の提出・法第二百八十条）

第百六十七条　検察官は、逮捕又は勾留されている被告人について公訴を提起したときは、速やかにその裁判所の裁判官に次に掲げるもの（いずれもその発付又は提供があつた場合に限る。）を提出しなければならない。逮捕又は勾留された後釈放された被告人について公訴を提起したときも、同様とする。

一　逮捕状

二　逮捕状に代わるもの

三　第百四十八条第一項第一号に掲げる資料（逮捕状請求書を除く。）

四　勾留状

五　法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの

六　法第二百七条の三第三項の勾留状に代わるもの

七　第百五十三条第一項の裁判書

八　第七十五条第一項に規定する書面又は電磁的記録

2　検察官は、前項各号に掲げるものが書面である場合には、当該書面に代えて、当該書面の画像情報を同項の裁判官に提出することができる。この場合には、裁判官は、必要と認めるときは、検察官に対して、当該書面の提出を求めることができる。

3　裁判官は、第百八十七条の規定により他の裁判所の裁判官が勾留に関する処分をすべき場合には、直ちに第一項各号に掲げるもの及び前項の規定により提出された画像情報をその裁判官に送付しなければならない。

4　裁判官は、第一回の公判期日が開かれたときは、速やかに第一項各号に掲げるもの及び第二項の規定により提出された画像情報を裁判所に送付しなければならない。

（審判の請求に係る書面の記載要件等・法第二百六十二条）

第百六十九条　法第二百六十二条第二項の書面（同条第一項の規定による請求を同条第二項の電磁的方法によりする場合にあつては、当該請求に係る電磁的記録）には、裁判所の審判に付せられるべき事件の犯罪事実及び証拠を記載し、又は記録しなければならない。

（請求の取下げの方式・法第二百六十三条）

第百七十条　法第二百六十二条第一項の規定による請求の取下げは、同条第二項に規定する検察官に対して、書面若しくは法務省令で定めるところにより同項に規定する電磁的方法により、又は同条第一項に規定する裁判所に対して、書面により、これをしなければならない。

（書類等の送付）

第百七十一条　検察官は、法第二百六十二条第一項の規定による請求を理由がないものと認めるときは、当該請求のあつた日から七日以内に意見書を添えて書類及び証拠物並びに電磁的記録と共に第百六十九条の書面又は電磁的記録を法第二百六十二条第一項に規定する裁判所に送付しなければならない。意見書には、公訴を提起しない理由を記載しなければならない。

（請求等の通知）

第百七十二条　前条の規定による送付があつたときは、裁判所書記官は、速やかに法第二百六十二条第一項の規定による請求があつた旨を被疑者に通知しなければならない。

2　法第二百六十二条第一項の規定による請求の取下げが同項に規定する裁判所に対してあつたときは、裁判所書記官は、速やかにこれを検察官及び被疑者に通知しなければならない。ただし、前条の規定による送付が行われる前に当該取下げがあつたときは、被疑者に通知することを要しない。

（逮捕状等の差出・法第二百八十条）

第百六十七条　検察官は、逮捕又は勾留されている被告人について公訴を提起したときは、速やかにその裁判所の裁判官に逮捕状、逮捕状に代わるもの、勾留状、法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの及び法第二百七条の三第三項の勾留状に代わるもの（以下この条において「逮捕状等」という。）（いずれもその発付又は交付があつた場合に限る。）を差し出さなければならない。逮捕又は勾留された後釈放された被告人について公訴を提起したときも、同様である。

［新設］

［新設］

2　裁判官は、第百八十七条の規定により他の裁判所の裁判官が勾留に関する処分をすべき場合には、直ちに前項の逮捕状等をその裁判官に送付しなければならない。

3　裁判官は、第一回の公判期日が開かれたときは、速やかに第一項の逮捕状等及び勾留に関する処分の書類を裁判所に送付しなければならない。

（審判請求書の記載要件・法第二百六十二条）

第百六十九条　法第二百六十二条の請求書には、裁判所の審判に付せられるべき事件の犯罪事実及び証拠を記載しなければならない。

（請求の取下の方式・法第二百六十三条）

第百七十条　法第二百六十二条の請求の取下は、書面でこれをしなければならない。

（書類等の送付）

第百七十一条　検察官は、法第二百六十二条の請求を理由がないものと認めるときは、請求書を受け取つた日から七日以内に意見書を添えて書類及び証拠物とともにこれを同条に規定する裁判所に送付しなければならない。意見書には、公訴を提起しない理由を記載しなければならない。

（請求等の通知）

第百七十二条　前条の送付があつたときは、裁判所書記官は、速やかに法第二百六十二条の請求があつた旨を被疑者に通知しなければならない。

2　法第二百六十二条の請求の取下があつたときは、裁判所書記官は、速やかにこれを検察官及び被疑者に通知しなければならない。